平成２４年（フ）第１３９号
福島市松川町沼袋字戸ノ内59番地の１　みどり荘Ｅ号
債務者　長澤　晴樹
１　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福島地方裁判所
平成２４年（フ）第９７３号
千葉市中央区仁戸名町361―21　ガーデンコート仁戸名108号、住民票上の住所千葉県八千代市村上1597番地40　八千代荘301
債務者　笠川　　肇
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２４年（フ）第１０１５号
千葉県船橋市大穴南２丁目22番５号
債務者　山田　　賢
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２４年（フ）第１１５０号
千葉県船橋市前原西３丁目21番７号　コーポソレイユ203号
債務者　金子　晴男
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２４年（フ）第１１５４号
千葉市花見川区作新台６丁目10番１―305号
債務者　髙橋　幸子
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２４年（フ）第１１８６号
千葉県船橋市芝山３丁目18番７―401号
債務者　尾上　由香（旧姓中市）
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２４年（フ）第１１８７号
千葉県船橋市前原西２丁目２番６号コーポ小倉202号
債務者　中山　久泰
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２４年（フ）第１２４８号
千葉県市原市八幡1509番地８
債務者　石井圭一郎
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２４年（フ）第６２号
山梨県大月市大月町真木2296番地
債務者　渡邊てる子
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係
平成２４年（フ）第１３５号
長野県上田市仁古田234番地１
債務者　今井　良子
１　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
長野地方裁判所上田支部
平成２４年（フ）第１４４号
長野県上田市五加897番地９　五加ハイツ102号
債務者　山岸　悦子（旧姓前島）
１　決定年月日時　平成24年11月28日午後３時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
長野地方裁判所上田支部
平成２４年（フ）第２１４７号
愛知県瀬戸市田端町１丁目77番地の１　シティハイムアオヤマ102
債務者　太田　裕美（旧姓加藤）
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第７５号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋150番地１　コーポラスことうら２号棟　第505号、住民票上の住所鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋150番地１　町住２―505号
債務者　新藤　英樹
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部
平成２４年（フ）第１１５４号
広島県東広島市黒瀬町宗近柳国35番地31
債務者　谷好まゆみ
１　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２４年（フ）第１２２号
広島県尾道市向島町岩子島1714番地４
債務者　三阪　照枝
１　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係
平成２４年（フ）第１３２号
愛媛県新居浜市王子町３番１号　静和寮、住民票上の住所愛媛県今治市東村２丁目６番３号
債務者　小田美貴子
１　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
松山地方裁判所西条支部
平成２４年（フ）第１３３号
愛媛県新居浜市松原町６番645号、前住所愛媛県新居浜市萩生2833番地の28
債務者　高畑　智子
１　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
松山地方裁判所西条支部